

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーショングリーン ピース	広島市南区的場町二丁目6-3 JH的場301 号室	令和8年6月1日	令和14年5月31日
訪問看護ステーションさつき	広島市西区観音新町一丁目3-25Kビル観 音1階	令和8年6月1日	令和14年5月31日
訪問看護ステーション亀崎	広島市安佐北区亀崎四丁目7番1号	令和8年4月1日	令和14年3月31日
広島県看護協会訪問看護ス テーション「ひびき」	広島市安佐北区可部南五丁目11番7号	令和8年4月1日	令和14年3月31日